



商品外観の法的保護—比較法の視点から

王, 琦

(Degree)

博士 (法学)

(Date of Degree)

2014-09-25

(Date of Publication)

2016-09-25

(Resource Type)

doctoral thesis

(Report Number)

甲第6256号

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/D1006256>

※ 当コンテンツは神戸大学の学術成果です。無断複製・不正使用等を禁じます。著作権法で認められている範囲内で、適切にご利用ください。



博士学位論文

内容の要旨および審査結果の要旨

氏 名	王 琦
学位の種類	博士 (法学)
学位授与の要件	神戸大学学位規程第 5 条第 1 項該当
学位論文の題目	商品外観の法的保護 —比較法の視点から
審 査 委 員	主査 教 授 島並 良 教 授 泉水文雄 准教授 前田 健

19 世紀の産業革命を端緒に発展してきた工業デザインは、20 世紀から現在に至るまでの国際貿易繁栄に伴い商品外観という形で文化的・社会的・商業的機能を発揮している。大量生産・大量消費の時代において、商品外観は人々の審美意識の向上という情報伝達の役割のみならず、競争相手の商品と差別化するという顧客吸引面での作用も重要視されている。特に工業製品の標準化が進む現在では、商品外観での勝負こそが市場獲得の秘訣だと思われている。しかしながら、世界的にも、これまで商品外観の法的保護制度に関する研究は必ずしも十分ではなかったため、特に近時はそのあり方を再考する必要性が議論されるようになった。そこには、①意匠保護の制度設計自体の問題（権利発生面、権利侵害面の諸要件と判断要素）、②補完的保護制度（著作権法制度、商標法制度、不正競争防止法制度）との調整問題、③意匠制度の国際的統一問題（必要性と可能性）、という三つの検討すべき問題が存在する。

本論文は、これらの諸問題について、次の問題意識の下に考察を進めている。まず、現在の国際的保護枠組みの下における、保護要件（権利発生面）の相違に従い主要な意匠保護制度の分類を明らかにする。その上で、各類型が実際の侵害訴訟事件において採用している商品外観に対する保護範囲（権利侵害面）の判断要素を明確にする。さらに、意匠権以外の知財法制度による商品外観の保護状況を通して、意匠法の位置づけと存在意義に立ち戻り分析を加える。そこではとりわけ、補完的保護制度の実質的な機能が探求されている。そして最後に、そもそもなぜ国際的に異なる意匠保護制度が設計されたのか、国際的に不統一な現状は商品外観という消費財の情報財の伝達と流通にいかなる影響を与えるのかを検討した上で、今後の国際的統一の可能性をも模索することを試みている。

本論文の主たる考察手法は比較法分析であり、その対象として日本、中国、アメリカ、EU という四つの法域が選定されている。対象選定の理由と比較の進め方は、次のとおりである。第一に、対照する意匠保護立法方式の比較である。現在、世界各国・地域の意匠保護制度は、概ね独立 (sui generis) の意匠立法とするアプローチ、特許法の一部とするアプローチの二つに分類することができる。上記四法域の中では、日欧は前者、中米は後者の立法方式に属している。第二に、相違する権利発生要件の比較である。すなわち、日米が実体審査を必要とする厳格要件を採るのに対して、中欧は無審査か緩やかな要件を定めている。第三に、同一法系に位置する異なる法域間の比較である。四法域の中では、同じ大陸法系に属する日中の商品外観の法的保護制度を特に詳しく比較する。両国法制度の制定時期が大きく異なるにもかかわらず、両者の立法背景には共通する点が見られる。第四に、法域ごとの独特な制度の比較である。上述した第一と第二の要因で、四法域の保護類型を二分することがあり得るとしたが、一つの法域だけに存在する独特の法制度もある。例えば、EU の非登録共同体意匠制度は他に類例を見ない独特のものである。また EU は超

国家的な法制度を実現できたので、統一後の運用実績が参考になる。

本論文は以下の5つの部分から構成されている。第一章では、日本法の状況を紹介する。具体的には、意匠法、著作権法、商標法、不正競争防止法の各法制度による商品外観の保護状況を明らかにする。第二章では、中国法の状況を紹介する。日本法と同じく知的財産法による保護法制度の全般を、立法趣旨、制度内容、学説と実務の解釈の面で説明する。第三章では、米国の状況を紹介する。特にアメリカ連邦特許法と連邦著作権法の関連規定と代表的な裁判例に焦点を当てる。第四章では、EU法の状況を紹介する。意匠保護に関するEU域内の法制度調和過程を検討し、その運用実態と、当該過程がEU加盟国の立法と実務に与える影響を論じる。これら四つの章を受けた終章では、本論文の結びとして、商品外観の法的保護制度をめぐる比較法の考察から得られる結論、および今後の課題と展望を示す。

本研究の結論として、次の3点が得られた。(1)意匠保護制度設計自体の問題について。まず、意匠の審査・登録手続は法域により同一ではない。具体的には、日米の意匠保護制度が比較的厳格な審査・登録主義を採用しているのに対して、欧中における意匠の権利取得はより容易である。また、権利取得要件として新規性を要求することは四法域に共通しているが、公知意匠の地理的範囲については相違点も見られる。すなわち、日中は絶対的新規性を要求する一方で、EU法は相対的新規性に限定している。その中間にある米国法は相対的新規性から絶対的新規性へと転換した。また、保護範囲の側面では、四法域における意匠類似の判断基準はそれほど大きな差異が見られない。すなわち、需要者が判断主体となり、その需要者による商品外観の視覚効果の観察が主要な判断手法となり、混同の防止がいずれの法域においても重要視されている。以上のような権利取得と侵害成立の要件に関する制度設計は、社会的費用の発生、及び権利の安定性と当事者の予測可能性の高低に影響を及ぼしている。(2)補完的保護制度との調整問題について。商品外観の保護には意匠制度を中心としつつも、著作権法、商標法、不正競争防止法による補完的な制度も存在し、それら相互が密接に関連している。その中で、特に同じ創作法分野に属する意匠(特許)法と著作権法の調整問題は、国際的にも未解決な検討課題とされている。いわゆる応用美術の著作物該当性の判断をめぐり、各法域は裁判実務において多種多様な要件を定めてきた。しかも、これら要件自体の判断基準も必ずしも統一されていない。同様の不統一は、商標法による商品外観(立体商標)の保護についても言える。そこで、意匠(特許)法に対する、著作権法や商標法といった補完的制度的存在意義が問題となるが、権利発生方式(登録主義/無登録主義)および制度趣旨(創作法/標識法)の違いを踏まえるといずれも肯定すべきであり、また保護の重複も許容される。(3)意匠保護制度の国際的統一問題について。グローバル化が進む現在では、商品の流通がますます国境を越えて行われる。そして、同じ生産者の商品の外観が異なる法域内において模倣される事例が稀ではない。その点で、欧州意匠指令と欧州意匠規則、およびArco Lamp事件CJEU先行判決などによって域内での意匠制度統一を果たし、物の自由移動(商品の円滑な流通)を実現したEUの制度は、さらなる国際統一へむけた貴重な先例として参考になる。

論文審査の結果の要旨

商品の外観に関する法的保護のあり方は知財法学における難問とされており、実務的にも錯綜した状況にある。たとえば日本法だけを見ても、意匠法を中心としつつ、著作権法(応用美術)、商標法(立体商標制度)、不正競争防止法(周知・著名表示保護制度、商品形態保護制度)、そして民法上の一般不法行為法などによって、いわばパッチワーク的に商品外観の保護がなされている。そのため、同一または類似の商品外観に対して、たとえば意匠権と著作権による重複保護が認められるか、認められない場合には意匠権と著作権のいずれがかなる要件で発生しないのか、逆に認められる場合には両権利が異なる主体に帰属した場合はどうなるのかなど、制度相互の調整が必要となるが、これまでこうした問題はなお未解決のままとされてきた。

このような現状で執筆された本論文の評価すべき特徴として、次の3点を挙げることができる。第一に、商品外観の法的保護が抱える諸問題について、制度横断的な検討を加えた点である。これまで、たとえば「著作権法における応用美術」といったように、単一の法規に焦点を当てた検討がなされ、その場合に他の法規(たとえば意匠法)との関係は補完的に考慮されるに過ぎなかったが、本論文では創作法内部のみならず標識法をも含めた知的財産法全体を視野に入れた検討がなされている。このように、法規から出発するのではなく、事案から出発して社会に存在する諸問題を総合的に解決しようとする姿勢は、とりわけ実学としての性格が強い知財法学においては高く評価できる。また第二に、外国(米国法、欧州、中国)法も含めた諸制度の丹念な調査がなされている点である。これまで我が国に紹介されることがほぼなかった中国法はもちろん、断片的にしか紹介されてこなかった欧米法についても、網羅的に紹介と検討がなされており、今後この問題を扱う研究・実務の礎となり得るものである。さらに第三に、商品外観の本質・機能に照らした検討がなされていることも特徴として指摘することができる。商品外観の歴史も参照しつつ、本論文は現代の商品外観が文化的な情報伝達と産業的な顧客吸引の両方の役割を担っていることから説き起こし、創作法と標識法の両者による保護が必要で、かつ重疊的な保護も許容されることを説得的に論じている。

とはいえ、そのような本論文にも問題がない訳ではない。その第一は、商品外観を越えた知財法一般における制度間調整問題に関する先行研究の検討がなお不十分であり、そのため本稿の分析の意義が十分に明らかになっていないという点である。すなわち、知財法における制度間調整は商品外観に限られず、これまでたとえばコンピュータプログラム(特許法と著作権法)、植物品種(特許法と種苗法)、図形(著作権法と商標法)などでも問題とされてきた。本論文におけるそうした議論蓄積についての検討は不十分であり、結果として本稿の価値を損なう結果となっている。また、本論文の問題の第二は、重複保護肯定説(制度間調整不要説)を採るにあたり、制度間の趣旨および保護要件の違い(重複

保護の必要性)にのみ焦点を当て、その効果(重複保護の許容性)に関する論証が必ずしも十分でない点である。本論文の結論をより説得的に立証するためには、重複保護によっても社会的な不都合がないことについてより幅広い精査が必要であり、今後の研究ではこの点についての改善が望まれる。

もっとも、このような問題点は、商品外観の総合的な研究そのものが新しい試みであるという現状においては、ある程度やむを得ないものでもある。また、たとえば本稿の一部を為す EU の状況については、すでに EUIJ 関西により一定の評価をも得ており、本稿に学術的価値があることは明らかである。

以上の理由により、審査委員は、本論文の著者である王琦氏が博士(法学)の学位を授与されるのに十分な資格を有するものと判定する。

平成26年9月17日

審査委員 主査 教授 島並 良

教授 泉水文雄

准教授 前田 健